

# 和光市広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業 サウンディング調査実施要領

令和2年10月1日

## 1 目的

和光市「市庁舎にぎわいプラン」基本計画について、応募を検討していただく事業者の皆様のご意見を広くお聴きし、今後の募集要項作成に反映させていくため、サウンディング調査を実施します。

## 2 概要

### (1) 対話の対象者

事業に参画を検討している法人または個人事業主とします。対話に参加した方に応募の義務はありませんので、少しでもご興味があれば、ぜひご参加ください。

### (2) 対話の実施日

下記日程にて対話を実施します。

#### ① 日程

- ▶ 申込者と実施日時を調整の上、1社（グループ）あたり所要時間は概ね60分程度を予定しています。
- ▶ ご希望日時には可能な限り対応しますが、お応えできないこともあります。

#### ② 実施手法及び場所

オンライン会議システム、電話、あるいは対面（実施場所は和光市役所）

#### ③ 市側参加者

和光市 企画部 資産戦略課

#### ④ 実施期間

令和2年10月1日（木）～11月30日（月）

#### ⑤ 申込方法

別紙「参加申込書」に必要事項を記入の上、メールに添付してお申込みください。件名は「対話申込（事業者名）」としてください。受付終了後ご連絡を差し上げます。

### (3) 対話内容

和光市「市庁舎にぎわいプラン」基本計画（令和2年7月公表）を踏まえ、広くご意見をお聴きしたいと考えています。

### (4) 対話の進め方

対話は随時申込を受け付けて実施し、参加事業者のノウハウを保護するため個別に非公開で実施します。電話の場合は即日実施も可能ですが、1日に1回までとします。

### 3 留意事項

- 対話のために資料や図面等を作成していただくことは可能です。
- 対話への参加実績が、応募条件とはなりません。
- 対話内容は、概要を取りまとめた上で後日公表します。公表前に公表資料を確認していただきますので、非公表としたい内容はその時点で意思表示をお願いします。
- 事業者ノウハウ保護のため、参加者名及び対話内容の議事録は公表いたしません。
- 匿名での参加はできません。
- 対話内容は、今後公表する募集要項等の参考とさせていただきます。
- 対話での発言は、市及び民間事業者ともに、現時点で想定しうるものとし、今後の事業進捗において拘束するものではありません。
- 必要に応じ、追加の対話、文書での照会、アンケート等を実施することがあります。
- 対話への参加に要する費用は参加者の負担とします。
- 次に該当する方は、対話の対象者として認めません。
  - ▶ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規程に該当する者
  - ▶ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者
  - ▶ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号に該当する団体または団体に属する者

### 4 参考資料

- ・ 和光市「市庁舎にぎわいプラン」基本方針（平成 31 年 4 月公表）
- ・ 和光市「市庁舎にぎわいプラン」基本計画（令和 2 年 7 月公表）
- ・ 和光市官民連携事業基本指針（令和 2 年 5 月改訂）

### 5 申込先・お問い合わせ先

和光市 企画部 資産戦略課  
〒351-0192 埼玉県和光市広沢 1 - 5  
電話：048-424-9081  
F A X：048-464-8822  
メールアドレス：b0100@city.wako.lg.jp